

(別記)

令和6年度ひたちなか市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、温和な気候と平坦な農地から、水稻・かんしょ（食用、ほしいも用）の複合経営体を主体に施設園芸、酪農、養鶏、露地野菜等の生産を展開して、収益性を維持する土地利用型の農業が営まれている。水田農業においては、農家の多数が小規模経営体であり、水稻専作に取り組む農家は少ないのが現状である。そうした実態から、かんしょ等の高収益作物を導入することで経営の安定化を図りたいが、排水等の問題から乾田化は難しい状況にある。そのため、陸田の畑地化及び飼料用米、米粉用米、加工用米、輸出用米などの水稻による生産調整を支援していく必要がある。

また、担い手の減少や農業従事者の高齢化、農地の分散等も本市が抱える課題である。そのため、農業の持続的な発展を図るためには、地域計画等を活用し、担い手不足の解消、農地の集積・集約を行うことで、農業経営の効率化や安定化を図っていく。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

現在過剰作付の状態となっている主食用米から、容易に転換が可能な飼料用米を継続して推進するとともに、米粉用米、加工用米、輸出用米などへの転換も積極的に取り組んでいく。

また、かんしょを主軸とし、高収益作物への転換についても推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市はかんしょの生産が盛んなことから、水田や陸田を畑地化させることで主食用米の過剰作付の解消を図り、かんしょを主軸に高収益作物の生産拡大を図る。陸田における畑地化は進んでいるが、水田の畑地化については排水等の問題により難しい状況であるが検討していく。

また本市では、団地化による転作水田が形成されていないことや小規模経営体が主であることなどから、ブロックローテーション体系を構築することは困難である。そのため、地域計画を活用した農地の集積・集約化を促進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

本市の水田農業において、水稻生産農家の多数が小規模経営体であることから、経営効率の低さと後継者不足が大きな課題となっている。このことから、地域計画を活用し担い手農家へ農地の集積・集約化を行い、経営効率を高めると共に経営者の確保・育成を図り支援していく。安全・安心な米の生産を推進するために、「買ってもらえる米づくり」に向けて、「特別栽培米」としてコシヒカリ・ふくまるを対象に減農薬での契約栽培に積極的に取り組む。また、JA全農を中心に販路を拡大していく。JA以外の認定方針作成者については、「全集安心米」のさらなる推進を図り、販売の強化に取り組む。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要量が減少傾向にあるなか、農業者の安定した所得を確保するため、飼料用米のコスト低減を推進し、作付面積の拡大につなげていく。あわせて、関係機関と連携し生産流通体制の整備を推進する。しかし、本市は、水稻・かんしょの複合経営体が多いため、多収品種の作付けについては栽培期間が重なることが課題である。

イ 新市場開拓用米

国内での米の需要が減少する中で、海外での日本食ブームにより輸出用米の需要が増加傾向にある。実需者ニーズに応えるために低コスト生産等の技術を導入するとともに、新たな米の販路拡大へも柔軟に対応していきたい。

ウ 加工用米

米菓用として販売先が地元ＪＡ及び集荷業者の系統販売であることから、一定の需要が確保されている。そのため、土地の条件等により転作作物の作付けが困難な圃場に対して推進していく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

毎年度、種子を更新することにより、品質の向上や均質化を図り、重点転作作物として担い手を中心に作付けの拡大を推進する。

販売先はＪＡ全農等を出荷団体とし、経営所得安定対策への加入と播種前契約を締結することで販路の拡大を図っていく。

麦については、高品質なほしいもの原料芋を生産するため、古くから確立されている合理的農法である麦間栽培を推奨するとともに、地域の環境問題ともなっている春先の土埃対策のためにも、環境にやさしい農業を目指す。

麦と同様に国内での生産量がきわめて低い大豆は、転作作物として重要作物に位置付けられており、本市においても生産の振興を図る。また、市場評価を得て、円滑な流通体系の確立を図るためには、団地化して生産することで、品質の向上と均質化を図る。

(4) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を継続する。

(5) 高収益作物

ア 野菜

食用かんしょ、食用ばれいしょ、ねぎ、にんじん、きゅうり、トマト、なす、いちご、すいか、ほうれん草、その他の野菜の作付を推奨する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	822.70		826.09		826	
備蓄米						
飼料用米	51.01		45.78		46	
米粉用米						
新市場開拓用米	2.30		4.22		5	
WCS用稲						
加工用米	0.75		0.75		1	
麦	0.27		0.17		1	
大豆	0.13		0.19		1	
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば	0.86		0.86		1	
なたね						
地力増進作物						
高収益作物						
・野菜	30.3		36.55		37	
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物						
その他						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米	飼料用米コスト低減等の取組みへの支援	コスト低減取組み面積	（令和５年度）51.01ha	（令和６年度）45.78ha （令和７年度）46ha （令和８年度）46ha
2	輸出用米	輸出用米コスト低減等の取組みへの支援	コスト低減取組み面積	（令和５年度）0.0ha	（令和６年度）4ha （令和７年度）5ha （令和８年度）5ha
3	高収益作物	高収益作物支援	高収益作物作付面積	（令和５年度）30.3ha	（令和６年度）36.55ha （令和７年度）37ha （令和８年度）37ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:ひたちなか市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米コスト低減等の 取組みへの支援	1	22,200	飼料用米	温湯種子消毒、堆肥施用などを1つ以上の取組
2	輸出用米コスト低減等の 取組みへの支援	1	22,200	輸出用米	温湯種子消毒、堆肥施用などを1つ以上の取組
3	高収益作物支援	1	2,700	高収益作物	高収益作物を作付し収穫・販売する取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

飼料用米生産性向上等への加算取組条件の詳細

○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むものとする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

○飼料用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つ以上に取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
(A)コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	育苗箱全量施肥	水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
	低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	・作業日誌(慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。)
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
(B)作業の効率化	連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
	人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)	各地域における農業の担い手であること。ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書
(C)組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿

輸出用米生産性向上等への加算取組条件の詳細

○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むものとする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

○飼料用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つ以上に取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
(A) コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	施肥の低コスト化	堆肥施用 堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
		側条施肥 田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
		育苗箱全量施肥 水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
		低成分肥料施肥 土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
		流し込み施肥 追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	・作業日誌(慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。)
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
(B) 作業の効率化	連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
	人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)	各地域における農業の担い手であること。ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書
(C) 組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿

個票3別添1

高収益作物の交付対象作物及び交付単価

○野菜

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。
二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）産のものとする。